

山梨県公報

第千八百七十号

平成二十年

七月十四日

月 曜 日

目次

保安林の指定の予定	四三三
道路の区域変更	四三三
建築基準法に基づく道路位置指定	四三三
収入証紙売りさばき人の指定	四二四
公告	
大規模小売店舗の新設に関する届出	四二四
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十七件)	四二五
水防警報をする河川の指定	四一九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四一九
その他	
あつせん員候補者の告示	四一九

告示

山梨県告示第三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

大月市大月町真木字下村二三四の一、二三四の二、二三四の三、二三四の四、二三四の五、二三四の六、字梅久保二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八八、二七八九、二七九〇の一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九八、二七九九の一、二八〇〇の一、二八〇一の一、二八〇二、二八〇四の二、二八一六、二八一七、二八一七内一、二八一八、二八一九、二八二〇、字豊の沢二七七六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町大字倉科字久保四一九番の一 一地先から	一〇・五 ^ア 一八・八	一一・四 ^ア 七五・〇		八二・〇
山梨市牧丘町大字倉科字曲田六二七番の一 地先まで				八二・〇

山梨県告示第三百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
南アルプス市藤田字宮東一六四五番五
- 二 道路の幅員
四・八五メートル
- 三 道路の延長
二七・六八メートル

山梨県告示第三百十三号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所 大月市大月町花咲 一六六九番地九	住所 大月市大月町花咲 一六六九番地九	氏名 社団法人山梨県 建設業協会大月 支部	指定年月日 平成二十年七月三日
--------------------------------	---------------------------	--------------------------------	--------------------

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年十一月十四日まで縦覧に供する。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 1 氏名又は名称 ユニ株式会社 代表取締役 前村哲路
 - 2 住所 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ラザウオーク甲斐双葉（本体棟）
 - (一) 所在地 甲斐市志田字柿木六百四十五 一 番地の一部外
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ユニ株式会社 代表取締役 前村哲路
 - (二) 住所 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年二月二十八日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二万二千五百八十二平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数

- (一) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 千七百七十七台

- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 四百四十七台

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 千二百一十一平方メートル

- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 三百七十八立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (1) 開店時刻 午前九時
- (2) 閉店時刻 午後九時三十分

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで

- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 六カ所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 三 届出年月日
平成二十年六月二十七日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年六月一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社川手工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町若神子二千四百五十四番地
 - 3 代表者の氏名 川手二朗
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一五）第九一七号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十年五月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年六月九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山梨緑化工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市十日市場四百七十一番地三

- 3 代表者の氏名 籠島誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八三四二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年六月九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社村野興業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市万力五番地三
 - 3 代表者の氏名 村野則友
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七七一四号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十年六月十六日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社光建
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市酒折二丁目二番八号
 - 3 代表者の氏名 三室光司
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第五七二六号

- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 信光建材株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上高砂八百番地一
 - 3 代表者の氏名 相山茂樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八三三四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 岳麓土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田五千四百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 小山田清高
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第一七三九号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社長田組土建
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町山保四百九十一番地
 - 3 代表者の氏名 長田勇
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六九七号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 藤栄土木有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町樋口六百二十九番地
 - 3 代表者の氏名 内藤秀夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第一七〇六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社公栄電設
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門四百六十六番地三
 - 3 代表者の氏名 望月公雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第四六八〇号
- 四 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 北原工業
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市西新居百四十三番地三
 - 3 代表者の氏名 北原平二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一六）第八〇三五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十年六月二十三日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ひかり建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市大下条七百七十番地五
 - 3 代表者の氏名 堤光男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一七）第四八五七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 リッケン株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市天神町五番二号日生ハイツ一〇三
 - 3 代表者の氏名 龍田信一郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第九一八五号
- 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十年六月三十日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸秀
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町川中島八百八十七番地十一
 - 3 代表者の氏名 野村秀夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第八四三三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社システムコーポレーション
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田三百五十六番地二
 - 3 代表者の氏名 小笠原立三
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第七七一八号
- 四 処分の内容 電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社二二
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上今井町千九百六十五番地

- 3 代表者の氏名 篠原三男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第六九八六号
- 四 処分の内容 建築工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三井建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町江草一万五千八百二十五番地
 - 3 代表者の氏名 三井幸雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第一〇九二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 芳工建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町二千四百四十五番地三
 - 3 代表者の氏名 渡邊芳忠
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第七九八二号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 五 処分の原因となった事実 平成二十年六月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定
 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報をする河川を次のとおり指定した。
 平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

水系名	河川名	指 定 区 間
富士川	塩川	（左岸）北杜市明野町上手字下反保二百七十八番の一地先から 甲斐市字津谷滝沢五千五百七十七番の一地先塩川橋まで （右岸）韮崎市小田町小田川字八ツ倉九百二十三番の四地先桐木 橋から 韮崎市韮崎町字甲岡三千二百五十二番地先塩川橋まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成二十年七月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市境川町石橋字山本二〇九九の一、二〇九九の二、二〇九九の三、二〇九九の四、二〇一〇の一、二〇一〇の二、二〇一〇の三及び二〇一〇の四の一部並びに字宮前二〇九一の三の一部、二〇九五の二の一部、二〇九五の三、二〇九六の六及び二〇九八の二の一部並びに字本光寺二五〇の二の一部、二二五三の二、二二五四の二及び二二五六の二の一部の区域
 二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山梨県笛吹市八代町南五百六十一番地 笛吹農業協同組合 代表理事組合長 關本 得郎

その他

山梨県労働委員会告示第三号
 当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。
 平成二十年七月十四日

氏名 鶴田 和雄
 職 歴 山梨県労働委員会 会長 鶴田 和雄

加藤 里美 特定社会保険労務士 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
 田中 正志 弁護士 第三十七期山梨県労働委員会委員
 萩原 勝 公認会計士 第三十四・三十五・三十六・三十七期山梨県労働委員会委員

深松 和子 山梨学院大学准教授 第三十七期山梨県労働委員会委員
 神宮寺 聡 連合山梨事務局局長 第三十七期山梨県労働委員会委員
 青柳 和仁 ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員

遠藤 長男 J A M キトー労働組合執行委員長 第三十五・三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
 中澤 晴親 N T T 労働組合山梨分会分会長 第三十七期山梨県労働委員会委員
 萩原 雄二 ルネサステクノロジ労働組合甲府支部執行委員長 第三十七期山梨県労働委員会委員

一瀬 茂夫 山梨県経営者協会参与 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
 高尾 一 (株)アスクテクニカ代表取締役社長 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員

山梨県労働委員会委員

細田 俊	(株)文祥堂オフィスファシリテーター代表取締役社長 第三十六・三十七期山梨県労働委員会委員
松葉 惇	(株)石友代表取締役 第三十七期山梨県労働委員会委員
渡邊 征夫	都留信用組合理事長 第三十七期山梨県労働委員会委員
有泉 晴廣	山梨県労働委員会事務局次長
成島 秀栄	山梨県労働委員会事務局次長
古屋 光治	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐
駒谷 治克	山梨県労働委員会事務局副主幹
佐々木教行	山梨県労働委員会事務局副主幹
塩谷 雅秀	山梨県商工労働部労働課総括課長補佐
小松万知代	山梨県商工労働部労働課総括課長補佐
野口 潔	山梨県商工労働部労働課課長補佐